

《お取りいただきたいお手続きについて》

同封の『取扱開始時の口座通知取次請求のための呈示書面』（以下『呈示書面』といいます。）を、お早めに証券会社までご提出くださいますようお願いいたします。

（取次期間：平成23年10月21日（金）まで）

（東亜建設工業の株式については株券を発行していないため、今般の株式交換において東亜建設工業の株式割当てを受けるためには、証券会社に株式受け入れのための口座が必要となります。）



★ **どちらかの証券会社に口座をお持ちの場合**

→ お取引をされている証券会社に『呈示書面』をご提出の上、証券会社の指示に従いお手続きください。

（お手続きに際しては、証券会社への「お届け印」等必要となる場合がございますので、詳しくは、お取引をされている証券会社へお問い合わせください。）

★ **どちらの証券会社にも口座をお持ちでない場合**

→ 最寄りの証券会社で新規に口座をご開設の上、『呈示書面』を証券会社に提出し、証券会社の指示に従いお手続きください。

以上のお手続きをお取りいただくと、11月1日（火）を効力発生日として、東亜建設工業の株式の割当てが、株主様の証券会社の口座に対して行われます。

- * 取次期日までにお手続きをされなかった場合は、みずほ信託銀行（特別口座）において株主様としての権利を保護いたしますが、株式を市場（1,000株単位）で直接売却することはできません。（1,000株単位の株式を売却される際には、証券会社の株主様名義の口座に、株式を移管していただく必要がございます。）

（このご案内は、株式の売却や買取請求を強制または勧誘するものではありません。）

単元未満株式（1,000株未満）買取制度のご案内

東亜建設工業には、株主様からの単元未満株式を買い取りさせていただく制度がございます。株式の割当て後、1,000株未満の東亜建設工業株式の買取請求をご希望される場合は、以下の連絡先までどうぞお申し付けください。

- * みずほ信託銀行の特別口座において割当てを受けた（証券会社に『呈示書面』を提出しなかった）後、その特別口座の残高株数が1,000株未満の場合

→ 単元未満株式買取請求窓口 みずほ信託銀行株式会社
証券代行部 0120-288-324

- * 証券会社にお持ちの口座にて割当てを受け、その残高株数が1,000株未満の場合

→ 口座をお持ちの証券会社に、ご連絡をお願いいたします。